

機器の共用における財源別の考え方の違い

公認会計士 植草茂樹

2022年2月24日

大学が取得する設備についての考え方の違い

○大学が取得する研究設備については、様々な種類の財源・外部資金が活用されている。

○競争的研究費における扱いについては以下の通り。

競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて

(令和3年3月5日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)

5. 購入した研究設備・機器の有効活用

研究機関においては、購入した研究設備・機器の共用等の有効活用を促進する。

このため、補助事業で購入した研究設備・機器や委託事業で購入した50万円以上の研究設備・機器については、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で、一時的に他の研究開発に使用することを可能とするとともに、配分機関における研究設備・機器の処分に係る必要な手続きの迅速化を図る。

(1) 補助事業や委託事業により購入した研究設備・機器について、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で、一時的に他の研究開発に使用する場合は、次の①及び②の条件を前提として、研究機関から配分機関に対し、別紙2(様式例)による報告書の提出をもって大臣等の承認があったものとして取り扱うこととする。なお、委託事業により購入した研究設備・機器については、所有権が府省等に移転する間までとする。

- ① 使用予定者との間で一時使用に係る管理協定等を締結し、破損した場合の修繕費や光熱水料等使用に関する経費負担を明らかにしておくこと。
- ② 貸付けを行う場合は原則無償貸付とする。ただし、貸付額は、実費相当額を求めても差し支えないものとする。

(2) 委託事業については、委託事業実施後に当該研究設備・機器の所有権が府省に移転した後、各府省から研究設備・機器の貸し付けを受けて一時的に他の研究開発に使用する場合は、本来の貸し付け目的に支障を及ぼさない範囲で、使用場所等その他、当該物品の貸し付けに係る条件に反しない限りにおいて実施可能とする。この場合、上記(1)①の条件を前提として、研究機関から各府省に対し、別紙3(様式例)による報告書を提出することとする。

(3) 備品及び消耗品についても、研究期間終了後においても研究開発を推進する観点から、研究機関において有効活用を促進する。委託事業により購入した備品について、一時的に他の研究開発に使用する手続きは上記の(1)及び(2)によることとする。

(4) 各府省においては、研究設備・機器の管理者からの報告を受けた場合は、必要に応じて関係府省と共有すること。

(5) 配分機関は、競争的研究費で購入した研究設備・機器の貸付、譲渡、廃棄等の処分に際し、配分機関の承認が必要な手続きに関して、研究機関から申請があった場合、遅滞なく対応するものとする。

大学が取得する設備についての考え方の違い

○さらに、以下の研究資金についての公募要領・事務処理ルールについて調査した。

- | | |
|----------------|---|
| ①文部科学省科学研究費補助金 | 【出典】科研費Q&A |
| ②文部科学省委託費 | 【出典】事業公募要領、文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令 |
| ③JST(文部科学省) | 【出典】委託業務マニュアル |
| ④AMED(厚生労働省) | 【出典】補助事業事務処理説明書 |
| ⑤NEDO(経済産業省) | 【出典】委託業務事務処理マニュアル |
| ⑥NICT(総務省) | 【出典】高度通信・放送研究開発委託研究事務マニュアル |

結果と 考察

【結果】

- 財源の性質・交付元ごとに、取得資産の考え方、共用ルールの扱いが異なっているのではないか。
- 各配分機関が求める異なる対応に、各ルールの理解や管理業務の工数がかかっているのではないか。

【考察】

- 現状では、資産取得の考え方や共用ルールが交付元ごとにまちまち、かつ複雑で、本検討会のガイドラインの趣旨である「原則、共用化」の妨げになっている恐れがないか。
- 今後、いずれの財源で資産を取得しても、大学が共用化を進めるため、財源別の手続きの違いについて現場における課題等を確認したうえで、必要に応じ、ルールの統一等をさらに検討すべきではないか。